

令和5年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

制定	平成23年7月29日付け23農畜機第1896号承認
改正	平成24年6月4日付け大畜協第375号
承認	平成24年8月30日付け24農畜機第2311号
改正	平成25年5月20日付け大畜協第258号
承認	平成25年8月15日付け25農畜機第2164号
改正	平成26年5月21日付け大畜協第274号
承認	平成26年6月12日付け26農畜機第1135号
改正	平成27年5月27日付け大畜協第300号
承認	平成27年8月11日付け27農畜機第2178号
改正	平成28年6月15日付け大畜協第353号
承認	平成28年8月17日付け28農畜機第2536号
改正	平成29年6月22日付け大畜協第377号
承認	平成29年8月1日付け29農畜機第2446号
改正	平成30年6月12日付け大畜協第373号
承認	平成30年7月24日付け30農畜機第2446号
改正	令和元年5月31日付け大畜協第293号
承認	令和元年7月5日付け元農畜機第2203号
改正	令和2年6月16日付け大畜協第361号
承認	令和2年7月31日付け2農畜機第2511号
改正	令和3年6月18日付け大畜協第425号
承認	令和3年7月29日付け3農畜機第2480号
改正	令和4年6月14日付け大畜協第0614-1号
承認	令和4年7月15日付け4農畜機第2372号
改正	令和4年7月28日付け大畜協第0728-1号
承認	令和4年9月1日付け4農畜機第3233号
改正	令和5年6月21日付け大畜協第0621-1号
承認	令和5年7月21日付け5農畜機第2828号

公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の助成を得て、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等で定めるもののほか、この実施要領（以下「県要領」）の定めるところによる。

第1 事業実施主体

協会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のイの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに

事業に参加した年度以降 3 年間は変更できないものとする。ただし、協会会長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 肉用牛生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第2の1の(5)の事業に限る）

利用組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは大分県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について協会会長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。また、協会は、規約の承認に当たっては、大分県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員に関する事項
- (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
- (3) 利用組合の経理に関する事項
- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等及び利用組合の事業実施に必要な事項

第2 事業の内容

この事業の内容は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく「大分県酪農・肉用牛生産近代化計画」（以下「大分県酪肉近代化計画」という。）に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契

約を締結していること。

- (イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日の間に満 9 か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表 1 に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
- (ウ) 事業実施年度の 12 月 31 日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が 10 頭以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の 12 月 31 日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が 10 頭以上であること。
- (エ) 参加申請書（別紙様式第 8 号）を生産者集団等に提出すること。

ウ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、エの期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、かつ、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。

（イ）事業実施年度の 12 月 31 日現在での月齢が満 9 か月齢以上であること。

（ウ）導入時点での月齢が満 72 か月齢未満であること。

（エ）同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

（オ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が本事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2 つ以上の形質の育種価が大分県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

（カ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が大分県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1 つ以上の形質の育種価が本事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

エ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、（イ）の期末頭数から（ア）の期首頭数を差し引いた頭数とし、1 生産者当たり 50 頭を上限とする。ただし、奨励金の交付対象生産者集団にあっては、1 集団当たり 50 頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの（オ）又は（カ）のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、

事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であつて、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあつては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかつた頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

(ア) 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの(イ)のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかつた者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

- (ア) 生産者集団等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。イの(ウ)の交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。
- (イ) 生産者集団等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティ）」等の証拠書類をあらかじめ協会へ提出しなければならない。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

ア 事業の内容

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励金の交付

- (ア) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合
- (イ) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を經由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 貸付対象牛

奨励金の交付対象牛は次の(ア)から(ウ)の要件を満たし、かつ、(エ)または(オ)のいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

- (ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (イ) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水

産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

- (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内の雌牛であること。
- (エ) 別表2-1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。なお、黒毛和種以外の肉専用種については、大分県が地域の多様な系統群の確保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。
- (オ) 希少系統（栄光、藤良、熊波、岩田及び城崎の系統をいう。）の種雄牛を父牛とする雌牛であること。ただし、別表2-1に定める種雄牛及び別表2-2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛とする雌牛は除く。

なお、系統は父系による分類とするが、父系による分類が困難な「城崎」の系統については、始祖牛（「奥城土井」または「城清」）の遺伝子を保有する確率が5%以上の種雄牛を「城崎系」と分類することができるものとする。

ウ 貸付期間

アの一定期間とは、購入後48か月以上とすること。ただし、この一定期間中にやむを得ない事故等があり、協会会長がこれを承認した場合はこの限りではない。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

ア 事業の内容

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が次の（ア）、（イ）の取組を行う場合に奨励金を交付

- (ア) ウに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合
- (イ) ウに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 貸付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）及び（イ）の要件を満たし、（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する雌牛とする。

- (ア) 国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金を受けていないこと。
- (イ) 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内であり、かつ大分県肉用牛の改良方針に基づく産肉能力を持った繁殖雌牛又は、大分県有種雄牛の産子であること。
- (エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、大分県又は

生産された都道府県等のいずれかにおいて上位 2 分の 1 以内であり、かつ大分県肉用牛の改良方針に基づく産肉能力を持った繁殖雌牛又は、大分県有種雄牛の産子であること。

ウ 貸付期間

アの一定期間とは、雌子牛（満 6 か月齢以上 12 か月齢未満）にあつては、購入後概ね 42 か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあつては、購入後概ね 36 か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。ただし、この一定期間中にやむを得ない事故等があり、協会会長がこれを承認した場合はこの限りではない。

(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 事業の内容

大分県酪肉近代化計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資する（ア）の取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資する（イ）の取組を実施する経費の補助

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

①簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材（以下「簡易牛舎等」という。）の導入

②簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

①子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）（以下「子牛用器具機材」という。）の導入

②子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

イ 生産者集団等は、アの（ア）で整備した簡易牛舎、資材、器具機材又はアの（イ）で整備した子牛用器具機材については、次の（ア）から（ウ）のとおり取扱うこととする。ただし、アの（ア）の②でリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号-1）の 4 の（2）、12 の（10）から（12）及び 13 の（1）の施設整備に係る規定に従うものとする。

（ア）生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。

（イ）生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画（別紙様式第 10 号）を作成し、当該計画において、取得する施設等の位置付けを明確にすること。

（ウ）生産者集団等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

ウ アの（ア）の② 又は（イ）の②の事業に係る補助金の返還等

協会会長は、簡易牛舎等又は子牛用器具機材の処分制限期間内において、生産者集団等から当該施設等の利用状況の報告を受け把握するとともに、次

に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、協会会長が別に定める額を返還するものとする。

- (ア) リース契約を解約又は解除したとき。
- (イ) 構成員が経営を中止したとき。
- (ウ) 処分制限期間内に借り受けた簡易牛舎等又は子牛用器具機材が消滅又は消失したとき。
- (エ) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (オ) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- (カ) 変更の届出、報告等を怠ったとき。
- (キ) その他、協会会長が必要と認めるとき。

エ 貸付期間の短縮

生産者集団等は、短縮した貸付期間の終了後に構成員に譲渡しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）14 の（5）の規定に基づき、協会会長に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 飼料自給率の向上

生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成 18 年 3 月 31 日付 17 生産第 2867 号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

(5) 肉用牛ヘルパー推進

- ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定
- イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための器具の整備等
- ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進
- エ 肉用牛ヘルパーの出役調整
- オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催
- カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ
- キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進

第 3 事業の要件

1 みどりの食料システム戦略

第2の1の(1)の参加者及び(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(4)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を実施する構成員は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)から(4)の事業に参加しようとする生産者集団等の構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

(1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。

(2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。

3 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体となる生産者集団等(交付対象生産者集団を除く。以下同じ。)及び利用組合は、事業の実施に当たっては、協会が定める期日までに、補助金交付申請書(別紙様式第1号)含む事業実施計画(別紙様式第1号の計画別紙)を作成し、協会会長に提出するものとする。協会は、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の計画別紙を内容とする事業実施計画を作成し、大分県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表3の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金交付の手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 生産者集団等及び利用組合は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、協会会長に提出し承認を受けるものとする。

協会会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、生産者集団等に通知するものとする。

- (2) 第1の1又は2の規定を満たす生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、生産者集団及び利用組合の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに協会会長へ提出するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

- (1) 生産者集団等及び利用組合は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、協会会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

- (2) 取りまとめ農協等は、生産者集団及び利用組合の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに協会会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

- (1) 協会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、生産者集団等及び利用組合からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に生産者集団等及び利用組合から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、協会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

- (2) 取りまとめ農協等は、生産者集団及び利用組合の補助金概算払請求書を取りまとめた上、自らの補助金概算払請求書とともに、協会会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 生産者集団等及び利用組合は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会会長に提出するものとする。

- 2 取りまとめ農協等は、生産者集団及び利用組合の実績報告書を取りまとめた上、自らの実績報告書とともに、協会会長に提出するものとする。
- 3 協会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を生産者集団等及び利用組合へ通知するものとする。

第8 運営状況の報告

生産者集団等は第2の1の(4)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、協会会長に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第11号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等及び利用組合の仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により協会会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、生産者集団及び利用組合の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、協会会長に提出するものとする。

第10 事業の推進指導等

- 1 協会は、大分県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 大分県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、協会、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。
- 3 生産者集団等及び利用組合は、大分県の指導の下、関係団体、協会との連携を図り、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 生産者集団等及び利用組合は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。
- 2 生産者集団等及び利用組合は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を協会会長に提出するものとし、協会会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 協会会長は、この県要領に定めるもののほか、この事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附則（令和5年6月21日付け大畜協第0621-1号）

この要領の改正は機構理事長の承認のあった日から施行し令和5年4月1日から適用する。

(別表1)

第2の1の(1)のイの(イ)関係

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことができない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫 (BL)、創傷性心臓の炎症又は、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明 (盗難の場合を含む) となった日から 30 日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR (ポリメラーゼ連鎖反応) による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (自主とう汰を含む) とう汰により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設 (6 次産業化関連施設を除く。) の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

(別表 2-1)

第2の1の(2)のイの(エ)及び(オ)関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	9	福 増	黒原 5273
2	勝早桜5	黒 14289	10	満天白清	黒 15024
3	耕富士	黒原 5400	11	美国桜	黒原 5204
4	幸紀雄	黒原 5297	12	美津照重	黒 13968
5	茂晴花	黒 14619	13	安亀忠	黒原 5908
6	華忠良	黒原 5564	14	諒太郎	黒原 5605
7	秀幸福	黒原 5406	15	若百合	黒原 5553
8	福之姫	黒原 5689			

(別表 2-2)

第2の1の(2)のイの(オ)関係

系統	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
(1) 栄光系	1	秋忠平	黒原 5460	12	秀幸福	黒原 5406
	2	勝忠平	黒原 3800	13	平茂勝	黒原 2441
	3	勝早桜5	黒 14289	14	福華1	黒 14279
	4	勝平正	黒原 4349	15	美津百合	黒原 4990
	5	金 幸	黒原 2865	16	安亀忠	黒原 5908
	6	金太郎3	黒原 5271	17	安茂勝	黒原 4006
	7	耕富士	黒原 5400	18	百合茂	黒原 4086
	8	幸紀雄	黒原 5297	19	百合白清2	黒原 5361
	9	忠富士	黒原 4369	20	喜亀忠	黒原 5136
	10	直太郎	黒原 5313	21	諒太郎	黒原 5605
	11	白鵬85の3	黒原 5360	22	若百合	黒原 5553
(2) 藤良系	1	愛之国	黒原 5747	8	平茂晴	黒原 3712
	2	北福波	黒原 3793	9	福之国	黒原 3491
	3	茂晴花	黒 14619	10	福之姫	黒原 5689
	4	第1花国	黒 12510	11	美国桜	黒原 5204
	5	隆之国	黒 13809	12	美穂国	黒原 4617
	6	花国安福	黒原 4899	13	芳之国	黒 14203
	7	秀正実	黒原 5401			
(3) 熊波系	1	茂 洋	黒原 4257	2	好平茂	黒原 5151

注 本事業における系統は父系による分類とする。

(別表3)

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 肉用牛生産基盤強化対策事業</p> <p>(1) 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保</p> <p>(3) 優良繁殖雌牛導入支援</p> <p>(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備</p> <p>(5) 肉用牛ヘルパー推進</p>	<p>優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛 <p>優良繁殖雌牛導入奨励金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)及び(オ)の要件を満たす雌牛 <p>優良繁殖雌牛導入奨励金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2の1の(3)のイの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(3)のイの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛 <p>(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①簡易牛舎の設備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費 ②簡易牛舎等をリース業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費 (イ) 子牛の健康維持に資する器具機材 <ul style="list-style-type: none"> ①子牛用器具機材を導入するための経費 ②子牛用器具機材をリース業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費 <p>肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ヘルパー組織化推進協議会開催 イ ヘルパー組織活動計画策定費 ウ ヘルパー組織適正運営費 エ ヘルパー出役調整推進費 オ ヘルパー要員確保推進費 カ ヘルパー技術研修会等開催費 キ 傷害保険及び損害保険加入費 ク ヘルパー活動に必要となる機器の借上費 ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費 	<p>1頭当たり80千円以内</p> <p>1頭当たり100千円以内</p> <p>1頭当たり60千円以内</p> <p>1頭当たり90千円以内</p> <p>1頭当たり40千円以内</p> <p>1頭当たり50千円以内</p> <p>1/2以内</p> <p>リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内</p> <p>1/2以内 (ただし、細霧装置については、1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内)</p> <p>リース料のうち、子牛用器具機材の取得相当額の取得価格相当額の1/2以内 (上記ただし書き同様)</p> <p>1/2以内</p>

別紙様式第1号

令和5年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
生産者集団名
代表者名

令和5年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

計画・別紙「大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計	円	円	円	

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 計画・別紙 大分県肉用牛経営安定対策補完事業 実施計画

(2) 生産者集団及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等

- ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）
- イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表
- ウ 会社が事業実施する場合は、定款

(3) 実施要領において添付の指示があるもの

(4) 協会が添付を指示したもの

(注) 添付書類（2）のうち規約及び定款については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

計画・別紙

肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業） 実施計画

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙3に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1	()								
2	()								
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1	()								
2	()								
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

(5) 肉用牛ヘルパー推進

(単位：円)

番号	肉用牛ヘルパー 利用組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙5に記載すること。

※事業計画の策定に当っては、肉用牛ヘルパー事業手引書及び解説書を遵守すること。

計画別紙 1 中核的担い手育成増頭推進

(単位：千円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
2			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
3			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
4			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
5			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
6			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
7			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
8			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
9			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
10			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
11			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
12			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
13			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
14			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
15			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
16			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
17			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
18			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
19			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
20			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
合計				1頭当たり 80千円							
				1頭当たり 100千円							
				計							

計画別紙2 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位：千円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
合計				1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
				計							

計画別紙3 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：千円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
合計				1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
				計							

計画別紙 4 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備実施計画

番号	生産者集団名等	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分	
							費用	員数	単価	金額	補助金	その他
1												
2												
	合計											

- (注) 1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。
- 2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
なお、員数には単位を明確にすること。
- 3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。
- 4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。
併せてその資料を添付すること。
- 5 「畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号・1）によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。
- 6 生産者集団等が簡易牛舎等又は子牛用器具機材をリース事業者から借り受ける場合は、事業内容にその旨記載すること。

計画別紙5 肉用牛ヘルパー推進実施計画

(利用組合名)

(単位:円)

番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎			負担区分		費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他		
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2 以内								
		②組織活動の計画策定	1/2 以内								
		小計									
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2 以内								
		②組織管理機具の整備	1/2 以内								
		小計									
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2 以内								
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2 以内								
		小計									
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、 肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、 要員の調整及び派遣業務	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理 業務	1/2 以内								
		小計									
5	肉用牛ヘルパー活動に係る 研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2 以内								
		③肉用牛ヘルパー要員の現地研修	1/2 以内								
		④組合員の先進地研修	1/2 以内								
		小計									
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 器具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の 借上	1/2 以内								
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用 牛ヘルパー利用促進	1/2 以内								
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		③家畜輸送(市場における取扱管理を 含む)のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		小計									
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー 利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2 以内								
合計											

※規約を添付すること。

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者 氏名	構成員 戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
					経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 実施要領第1の1に基づき定める規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ 農協名	利用組 合名	事務所 所在地	代表者 氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

- (注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。
 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。
 4 実施要領第1の2に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社 農協 等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙様式第 2 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

大畜協第 号
年 月 日

事業実施団体等
代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額	円
内訳	
中核的担い手育成増頭推進	円
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	円
優良繁殖雌牛導入支援	円
肉用牛ヘルパー推進	円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
 - ① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
 - ② 令和 5 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号）及び大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合においては、速やかに協会会長に報告してその指示を受けなければならない。

- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加額が50万円未満の機会・器具及びソフトウェアを除く。）については、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 8 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。
- 9 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 10 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長から大分県畜産協会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第 3 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 6 の 2 の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

計画・別紙「大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費① ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業				
(1) 中核的担い手育成増頭推進	()	()	()	
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	()	()	()	
(3) 優良繁殖雌牛導入支援	()	()	()	
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	()	()	()	
(5) 肉用牛ヘルパー推進	()	()	()	
計	()	()	()	

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう直近の変更前を () 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 添付書類

- (1) 計画・別紙 大分県肉用牛経営安定対策補完事業 実施計画
- (2) 協会が添付を指示したもの

別紙様式第 4-1 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 6 の 3 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	残額 ⑥ ⑥=②-④- ⑤
	事業費 ①	機構補助 金 ②	事業費 ③	機構補助金	事業費 出来高 ③/①			
合計	円	円	円	円	%	円	円	円

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関・支店名

預 金 種 類

口 座 番 号

口 座 名 義

(口座名義カナ)

別紙様式第 4-2 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金に係る概算払額の確定通知

大畜協第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長

令和 年 月 日付け 第 号をもって提出された令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書に基づき、概算金 円が下記のとおりに支出されるので通知します。

記

1 対象事業名
・
・
・

2 概 算 払 金 円

(内訳)

3 振込日（または予定日） 令和 年 月 日

4 概算払額は別紙様式第 4-1 号で指定された貴殿口座へ振込みます。

5 別紙様式第 4-3-1～4 号の該当事業分を令和 年 月 日 までに提出してください。

別紙様式第 4-3-1 号 (中核的担い手育成増頭推進)

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)「中核的担い手育成増頭推進」に係る補助金の送金完了報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け大畜協第 号で補助金概算払額の確定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業) について、補助金の送金を完了しましたので、以下のとおり報告いたします。

記

- 1 対象事業名 中核的担い手育成増頭推進
- 2 補助金区分 概算分 ・ 精算分 (該当に○)
- 3 振込完了日 令和 年 月 日
- 4 対象者数 名
- 5 添付書類 ① 別紙 1
② 入出金の確認ができる資料
・ 振替伝票、振込伝票の写し (仕分入力票など)
・ 通帳、電算資料の口座動き写し (入出金明細など)
- 6 奨励金交付対象者への通知
別紙様式第 4-4-1 号にて各奨励金交付対象者へ奨励金交付対象牛等通知しました。(各奨励金交付対象者へ通知した別紙様式第 4-4-1 号の文書写しは保管します)

別紙様式第 4-3-2 号（遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保）

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」に係る貸付確認完了報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」に係る繁殖雌牛の貸付確認を完了しましたので、以下のとおり報告いたします。

記

- 1 対象事業名 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
- 2 対象者数 名
- 3 添付書類 ① 別紙 2
② 貸付契約書、付表（補助金額が記載されている書類）
③ 購買伝票、子牛登記書
- 4 奨励金交付対象者への通知
別紙様式第 4-4-2 号にて各奨励金交付対象者へ奨励金交付対象牛等通知しました。（各奨励金交付対象者へ通知した別紙様式第 4-4-2 号の文書写しは保管します）

別紙様式第 4-3-3 号 (優良繁殖雌牛導入支援)

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)「優良繁殖雌牛導入支援」に係る貸付確認完了報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)「優良繁殖雌牛導入支援」に係る繁殖雌牛の貸付確認を完了しましたので、以下のとおり報告いたします。

記

- 1 対象事業名 優良繁殖雌牛導入支援
- 2 対象者数 名
- 3 添付書類 ① 別紙 3
② 貸付契約書、付表 (補助金額が記載されている書類)
③ 購買伝票、子牛登記書
- 4 奨励金交付対象者への通知
別紙様式第 4-4-3 号にて各奨励金交付対象者へ奨励金交付対象牛等通知しました。(各奨励金交付対象者へ通知した別紙様式第 4-4-3 号の文書写しは保管します)

別紙様式第 4-3-4 号 (肉用牛ヘルパー推進)

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)「肉用牛ヘルパー推進」に係る補助金の送金完了報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)「肉用牛ヘルパー推進」に係る補助金の送金が完了しましたので、以下のとおり報告いたします。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 対象事業名 | 肉用牛ヘルパー推進 |
| 2 | 補助金区分 | 概算分 ・ 精算分 (該当に○) |
| 3 | 振込完了日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 対象者数 | 名 (別紙利用者明細・名簿) |
| 5 | 添付書類 | ① 振替伝票の写し
② ヘルパー利用組合の通帳の写し
③ 傷害保険契約書の写し(契約書と金額がわかるもの) |

別紙様式第 4-4-1 号（中核的担い手育成増頭推進）

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）「中核的担い手育成増頭推進」に係る奨励金について

番 号
年 月 日

（奨励金交付対象者） 殿

住 所
農協名
代表者名

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の「中核的担い手育成増頭推進」について下記のとおり奨励金を送金しましたので、入金の確認をよろしくお願いいたします。

記

1 対象事業名 中核的担い手育成増頭推進

2 奨励金額 金 円

<内訳>

①対象牛 頭 × 奨励金 80,000 円 = 円

②対象牛 頭 × 奨励金 100,000 円 = 円

3 送金日 令和 年 月 日

4 奨励金は同事業の「参加申請書及び増頭計画書」で指定された貴殿口座へ振込み。

5 奨励金交付対象牛一覧

No	名号	個体識別番号	奨励金額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

別紙様式第 4-4-2 号（遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保）

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」に係る奨励金交付対象牛について

番 号
年 月 日

（奨励金交付対象者） 殿

住 所
農協名
代表者名

下記 2 の奨励金対象牛は、独立行政法人農畜産業振興機構の「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」の奨励金の交付対象牛です。

つきましては、本組合の預託契約書に定める要件のほか、下記 3、4 の条件を遵守するようお願いいたします。

記

1 対象事業名 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

2 奨励金交付対象牛一覧

No	名号	個体識別番号	奨励金額	貸付年月日
1				
2				
3				
4				
5				

3 貸付期間等の遵守

次に定める期間は農協から貸付を受けていること。

(1) 購入後 48 ヶ月以上

4 事故牛等の報告の徹底

(1) 3 に定める期間内に事故等があった場合には速やかに農協に届け出ること。

(2) 3 に定める期間内に大分県畜産協会会長の承認を得ることなく 2 の雌牛を処分した場合、奨励金相当額の返還を求められることがあります。

別紙様式第 4-4-3 号（優良繁殖雌牛導入支援）

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）「優良繁殖雌牛導入支援」に係る奨励金交付対象牛について

番 号
年 月 日

（奨励金交付対象者） 殿

住 所
農協名
代表者名

下記 2 の奨励金対象牛は、独立行政法人農畜産業振興機構の「優良繁殖雌牛導入支援」の奨励金の交付対象牛です。

つきましては、本組合の預託契約書に定める要件のほか、下記 3、4 の条件を遵守するようお願いいたします。

記

1 対象事業名 優良繁殖雌牛導入支援

2 奨励金交付対象牛一覧

No	名号	個体識別番号	奨励金額	貸付年月日
1				
2				
3				
4				
5				

3 貸付期間等の遵守

次に定める期間は農協から貸付を受けていること。

(1) 雌子牛（満 6 ヶ月以上 12 ヶ月未満） : 購入後概ね 42 ヶ月

(2) 成雌牛 : 購入後概ね 36 ヶ月

4 事故牛等の報告の徹底

(1) 3 に定める期間内に事故等があった場合には速やかに農協に届け出ること。

(2) 3 に定める期間内に大分県畜産協会会長の承認を得ることなく 2 の雌牛を処分した場合、奨励金相当額の返還を求められることがあります。

別紙様式第 5 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 7 の 1 及び 2 の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

実績・別紙「大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費① ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計	円	円	円	

（注）補助金欄は、協会からの補助金を記入すること。

4 事業にかかる精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	確定額①	概算払額②	精算額①－②

5 事業完了年月日

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関・支店名

預 金 種 類

口 座 番 号

口 座 名 義

(口座名義カナ)

(注1) 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

(注2) 3について、実績額の上段に直近の計画額を()書き、下段に実績額を記入し計画と実績が比較できるようにすること。

実績・別紙

肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業） 実績報告

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	()										
2	()										
	合計										

※詳細は別紙3に記載すること。

※()には奨励金交付対象となる生産者数を記入すること。

(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1	()								
2	()								
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1	()								
2	()								
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

(5) 肉用牛ヘルパー推進

(単位：円)

番号	肉用牛ヘルパー 利用組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙5に記載すること。

※事業実績は、肉用牛ヘルパー事業手引書及び解説書を遵守すること。

実績別紙 1 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
2			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
3			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
4			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
5			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
6			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
7			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
8			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
9			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
10			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
11			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
12			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
13			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
14			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
15			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
16			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
17			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
18			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
19			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
20			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
合計				1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
				計							

実績別紙 2 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
合計				1頭当たり 60千円							
				1頭当たり 90千円							
				計							

実績別紙 3 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
合計				1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
				計							

実績別紙 4 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 実績報告

番号	生産者集団名等	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分	
							費用	員数	単価	金額	補助金	その他
1												
2												
	合計											

- (注) 1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。
- 2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
なお、員数には単位を明確にすること。
- 3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。
- 4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。
併せてその資料を添付すること。
- 5 「畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号・1）によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。
- 6 生産者集団等が簡易牛舎等又は子牛用器具機材をリース事業者から借り受ける場合は、事業内容にその旨記載すること。

実績別紙5 肉用牛ヘルパー推進実施実績

(利用組合名)

(単位:円)

番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎			負担区分		費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他		
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2 以内								
		②組織活動の計画策定	1/2 以内								
		小計									
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2 以内								
		②組織管理機具の整備	1/2 以内								
		小計									
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2 以内								
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2 以内								
		小計									
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、 肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、 要員の調整及び派遣業務	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管 理業務	1/2 以内								
		小計									
5	肉用牛ヘルパー活動に係る 研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2 以内								
		③肉用牛ヘルパー要員の現地研修	1/2 以内								
		④組合員の先進地研修	1/2 以内								
		小計									
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 器具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の 借上	1/2 以内								
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用 牛ヘルパー利用促進	1/2 以内								
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		③家畜輸送(市場における取扱管理を 含む)のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		小計									
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー 利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2 以内								
合計											

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者 氏名	構成員 戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
					経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ 農協名	利用組 合名	事務所 所在地	代表者 氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

- (注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。
 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。
 4 実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社 農協 等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙様式第 6 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金の額の確定通知

大畜協第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長

令和 年 月 日付け 第 号をもって提出された令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、下記のとおりに確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績確定額 円
- 3 概算払済額 円
- 4 精算額 (2-3) 円
- 5 振込日（または予定日） 令和 年 月 日
- 6 精算額は別紙様式第 5 号で指定された貴殿口座へ振込み。
- 7 別紙様式第 4-3-1～4 号の該当事業分を令和 年 月 日 までに提出すること。

別紙様式第7号

令和5年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）運営状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和5年度における大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第8の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和5年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業
（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）

2 生産者集団等

名 称：

所在地：

施設の設置場所：

3 運営状況

肉用牛の飼養状況

区分	年次	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	備考
		(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)	
① 繁殖雌牛頭数	計						
	画						
② うち導入頭数	実						
	績						
③ 更新育成頭数	計						
	画						
④ 生産子牛頭数	実						
	績						
⑤ 販売子牛頭数	計						
	画						
⑥ 廃用販売頭数	実						
	績						
⑦ 肥育牛頭数	計						
	画						
⑧ 肥育牛販売頭数	実						
	績						

(注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要緒元を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

(注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

令和 5 年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書及び増頭計画書

〇〇農業協同組合
代表者 殿

(事業参加希望者)

氏名 又は 法人名

代表者氏名 (法人の場合)

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添 2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 -)			
TEL		FAX		
金融機関名称	支店 (出張所)	口座種類	口座名義 (申請者本人に限る)	口座番号
		普通 / 当座		

2 子牛補給金制度及び牛マルキンの契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有 ・ 無	
肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン)	有 ・ 無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は〇印を付して下さい)

遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業・ 6万円/9万円事業)	優良繁殖雌牛導入支援 (農協等の繁殖雌牛の貸付事 業・4万円/5万円事業)	肉用牛流通促進対策事業 (家畜商組合等の預託事業)	その他(国庫事業のみ) ()
--	---	------------------------------	--------------------

4 繁殖雌牛の増頭計画

	前年期首頭数 (R4. 1. 1) (9か月齢以上)	前年期末頭数 (R4. 12. 31) (9か月齢以上)	本年期首頭数 (R5. 1. 1) ① (9か月齢以上)	本年年末頭数 【計画頭数】 (R5. 12. 31) ② (9か月齢以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③ ③=②-①	補助要件 を満たす 頭数 ④	奨励金 交付 対象頭数 (③以下かつ ④以下)	(参考) 目標頭数 (5年後)	備考
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に使用され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛 (乳用種と肉専用種の交雑種を含まない) をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第 2 の 1 の (1) のウの (ア) ~ (カ) に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

オ 備考欄には、除外牛となる理由を記入する。

5 提出書類

- (1) みどりのチェックシート (写し)
- (2) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

【注意事項】中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。
①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛) ②優良繁殖雌牛導入支援 ③遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ④肉用牛流通促進対策事業のうち肉用子牛安定供給対策 ⑤肉用牛肥育経営安定交付金 (牛マルキン) ⑥畜産クラスター事業 (リース方式の施設設備を行い規模拡大する場合の家畜導入支援) ⑦国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進 (放牧牛 (繁殖雌牛) の導入)
※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等課されることがあります。

書類確認	生産者集団名 :
	確認者氏名 :
整理番号	

別紙様式第9号

肉専用種繁殖雌牛台帳（中核的担い手育成増頭推進）（例）

生産者集団名：
担当者名：

別紙様式第9号 ← **【新規農家用】**

(令和5年度版)

印刷 廃用 育種価入力

肉専用種繁殖雌牛台帳(中核的担い手育成増頭推進)

生産者集団名：

担当者名：

No.	品種	肉専用種繁殖雌牛の番号	個体識別番号	父	祖父	生年月日	自家産/導入	導入年月日	飼育(健型/産別)			交付対象要件		増頭	交付頭数	補助金	特別措置年度	備考
									R3.12.31	R4.12.31	R5.3.31	R5.12.31	月齢					
頭数	0		[検索]						0	0	0	0	0	0	0	0		
1	黒																	**
2	黒																	**
3	黒																	**
4	黒																	**
5	黒																	**
6	黒																	**
7	黒																	**
8	黒																	**
9	黒																	**
10	黒																	**

- (注) ア 奨励金交付した牛の備考欄に印を付して、育種価要件を入力すること。
 イ 「飼養状況」は、当該牛をその日現在に飼養している場合は○印を付すこと。
 ウ 本台帳には、繁殖仕向けの肉専用種の雌牛を記載すること（なお、繁殖供用しなかった牛は補助対象外になるので留意すること。）
 エ 品種の欄は次に記載の略号で記入する。
 黒毛和種：黒、褐毛和種：褐、無角和種：無、日本短角種：短、アンガス・ヘレフォード種等の外国種：外、肉専用種相互間の交雑種：交
 オ 除外牛となった場合は、○印が空白に変更し、備考欄に除外となった理由を記載すること。
 カ 本台帳は、適宜、必要な項目を追加して使用すること。

肉用牛の生産性向上に関する計画（兼コスト分析書）

(1) 生産者集団等（事業実施者）

生産者集団等名称	住所	代表者氏名

(2) 肉用牛の生産性向上に関する計画（生産性指標等：現在→目標等）

--

(3) 飼料自給率向上計画

--

(4) 整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の概要

繁殖雌牛飼養頭数（頭）		施設又は器具機材	整備面積又は数量	事業費（千円）	単価 (円/㎡) (円/台)	1頭当たり面積 (㎡/頭)	
現在（当年）	目標（5年後）						
		繁殖牛舎					
		育成牛舎					
年次内訳	前年	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
繁殖雌牛計画頭数							
子牛生産計画頭数							

(注) 事業費及び単価は、税抜の金額を記載すること。

(5) 管理利用者（管理利用者名： ）の概要（現状等）

施設設置場所			
経営形態	<input type="checkbox"/> ：個人経営	<input type="checkbox"/> ：法人経営	
肉用牛経営の種類	<input type="checkbox"/> ：繁殖経営	<input type="checkbox"/> ：繁殖肥育一貫経営	
労働力状況	男： 人	女： 人	
飼養頭数		経営耕地面積	
繁殖雌牛(現状)	頭	農用地合計	ha
肥育牛(現状)	頭	(うち採草地)	ha)
子牛(常時)	頭	(うち放牧地)	ha)
生産性向上目標	生産者集団等における肉用牛の生産性向上計画に対する位置づけ（目標達成のための施設整備の必要性等）		

(6) 添付資料

- ①この事業で整備する牛舎の図面（平面図及び立面図）、牛舎内における取得する資材及び器具機材の配置図
- ②この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の事業費の積算資料、カタログ
- ③この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の管理利用規程案、貸付契約書案（モデル案で可）
- ④この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の規模決定根拠資料

別紙様式第 11 号

令和 5 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
生産者集団名
代表者名

令和 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

1	補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け大畜協第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還金相当額 (3-2)	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

令和 5 年度 繁殖雌牛増頭実績（中核的担い手育成増頭推進）

○ ○ 農協
組合長 ○○○○ 殿

契約者番号 ○○○○

住 所

氏 名

	前年 期首頭数 (1月1日) 9か月齢以上	本年 期首頭数 (1月1日) 9か月齢以上 ①	本年 期末頭数 (実績頭数) (12月31日) 9か月齢以上 ②	繁殖雌牛 増頭数 ②-①	育種価 要件	奨励金 交付対象頭数	(参考) 目標 頭数 (5年後)	備考
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	8万円 10万円	頭 頭	頭	

(注) 1 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第2の1の(1)のウの(イ)及び(ウ)の月齢である黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種を含まない。)をいう。

(注) 2 実績頭数は、繁殖雌牛の飼養頭数を記入する。

(注) 3 育種価要件 (交付金単価別)

① 8万円/頭：「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
又は「その他の形質の育種価又は期待育種価のうち2つ以上が上位1/2 (B以上が2つ)」

② 10万円/頭：「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
かつ「その他の形質の育種価又は期待育種価の1つ以上が上位1/2 (B以上が1つ)」

(注) 4 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

(参考) 別紙様式第 12 号の取りまとめ表 (農協毎)

令和 5 年度 繁殖雌牛増頭実績 (中核的担い手育成増頭推進)

生産者集団等別の 奨励金交付対象生産者	前年 期首頭数	本年 期首頭数	本年 期末頭数 (実績頭数)	繁殖 雌牛 増頭数	育種価 要件	奨励金 交付 対象頭数	(参考) 目標 頭数 (5年後)	備考
	(1月1日) 9か月齢以上	(1月1日) 9か月齢以上	(12月31日) 9か月齢以上					
	頭	頭	頭	頭	8万円 10万円	頭 頭	頭	
計	頭	頭	頭	頭	8万円 10万円	頭 頭	頭	

(注) 1 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第2の1の(1)のウの(イ)及び(ウ)の月齢である黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種を含まない。)をいう。

(注) 2 実績頭数は、繁殖雌牛の飼養頭数を記入する。

(注) 3 育種価要件 (交付金単価別)

① 8万円/頭: 「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
又は「その他の形質の育種価又は期待育種価のうち2つ以上が上位1/2 (B以上が2つ)」

② 10万円/頭: 「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
かつ「その他の形質の育種価又は期待育種価の1つ以上が上位1/2 (B以上が1つ)」

(注) 4 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

みどりのチェックシート(畜産)

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。そのために生産者の皆様にもまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組について、御確認いただき、その実践・点検に御活用ください。

★実践している項目には、□にチェック✓を入れてください。
 チェックの判断基準は、解説書を御確認ください。

農場名	畜種
チェック者 氏名	チェック年月日

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】	
① <input type="checkbox"/> みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	解説書P1

【省エネ、環境法令に応じた対応】	
② <input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	解説書P1
③ <input type="checkbox"/> プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	解説書P2
④ (※特定事業場の場合) 排水処理においては、 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法を遵守している。	解説書P2
⑤ (※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、 <input type="checkbox"/> 家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	解説書P3

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】	
⑥ <input type="checkbox"/> GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	解説書P4
⑦ <input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。	解説書P6

【農作業安全】	
⑧ <input type="checkbox"/> 機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	解説書P6
⑨ <input type="checkbox"/> 作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	解説書P7

【農業、肥料の取扱い】※飼料生産(委託含む)を行っている場合	
⑩ <input type="checkbox"/> 農業の適正な使用・保管を行っている。	解説書P9
⑪ <input type="checkbox"/> 農業の使用状況等の記録を保存している。	解説書P10
⑫ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	解説書P10
⑬ <input type="checkbox"/> 肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	解説書P11

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合	
⑭ <input type="checkbox"/> 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律を遵守している。	解説書P12

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
生産者集団名
代表者名

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業のうち優良繁殖雌牛導入支援により導入した雌牛(遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保により導入した雌牛)の事故報告について

標記事業で導入した繁殖雌牛について、下記及び別添に示す事故等により、繁殖雌牛としての飼養(又は貸付)継続が困難となりました。

下記に示す奨励金交付対象牛にあつては、要領に示す一定期間の飼養(又は一定期間の貸付)を満了しておりませんが、飼養管理者(又は貸付対象者)の故意又は重大な過失により生じたものではない*と判断されますので、当該奨励金交付対象牛に係る補助関係を終了したく、関係書類を添えて承認申請します>(*アンダーラインについて判断した理由のわかる書類等を添付)

記

1 奨励金交付対象牛(事故牛)の概要

- ①名 号
- ②個体識別番号
- ③生年月日
- ④事故発生年月日(転記年月日)
- ⑤病名等、対象牛のその後の措置
- ⑥導入年月日(貸付年月日)、貸付満了年月日
- ⑦補助金額
- ⑧飼養管理者(又は貸付対象者)住所(市町村まで。番地は不要)
- ⑨飼養管理者名(又は貸付対象者氏名)

2 添付書類

- ①事故の顛末
- ②貸付契約書(写)
- ③奨励金交付対象牛の購入伝票(写)
- ④子牛登記書等(写)(奨励金単価の根拠となる父牛又は母牛の育種価等がわかること)
- ⑤当該事故牛の個体識別情報
- ⑥診断書(証明書)(写)

令和 5 年度 中核的担い手育成増頭推進（計画変更申請）

○ ○ 農協
組合長 ○○○○ 殿

契約者番号 ○○○○

住 所

氏 名

	前年 期首頭数 (1月1日) 9か月齢以上	本年 期首頭数 (1月1日) 9か月齢以上 ①	本年 期末頭数 (12月31日) 9か月齢以上 ②	繁殖雌牛 増頭数 ②-①	育種価 要件	交付対象 計画 頭数	交付対象 (計画変更) 予定頭数	備考
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	8 万円 10 万円	頭 頭	頭 頭	

(注) 1 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第2の1の(1)のウの(イ)及び(ウ)の月齢である黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種を含まない。)をいう。

(注) 2 育種価要件 (交付金単価別)

① 8万円/頭：「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
又は「その他の形質の育種価又は期待育種価のうち2つ以上が上位1/2 (B以上が2つ)」

③ 10万円/頭：「枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位1/2 (B以上)」
かつ「その他の形質の育種価又は期待育種価の1つ以上が上位1/2 (B以上が1つ)」

(注) 3 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

令和 5 年度肉用牛経営安定対策補完事業への参加申請に係る
配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

事業実施主体 殿

私は、令和 5 年度肉用牛経営安定対策補完事業への参加申請に当たり、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。）への継続加入等の状況について、下記のとおり申告します。

また、本申告に虚偽があった場合には、事業参加の取消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、事業実施主体等が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

令和 年 月 日

申請者

住所

法人名

氏名又は法人の代表者

記

以下の項目のうち、該当するいずれか 1 つの項目について にチェックしてください。
(また、その内訳について次のページも記入してください。)

- 1 私は、令和 5 年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。
(「配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する令和 5 年度の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。) →①～④を記入
- 2 私は、令和 4 年度及び令和 5 年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。→③、④を記入
- 3 私は、令和 4 年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補填に関する令和 5 年度の数量契約を締結していません。
(自給飼料への転換等、令和 5 年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この申告書に添付してください。) →①～④を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

- ・住所：

- ・氏名：

(法人経営者の場合)

- ・所在地：

- ・法人名：

- ・代表者名：

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入してください。)

	[令和4年度]	[令和5年度]
(一社)全国配合飼料供給安定基金 (全農基金)	○	○
(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金)：	○	○
(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系基金)：	○	○

③ 経営類型 (該当欄に○を記入してください。)

酪農	肉用牛			養豚	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				
○	○	○	○	○	○	○	○

④ 配合飼料の購入先

(記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

農業協同組合	支所
飼料販売代理店	支店
飼料株式会社	支店

その他：